



支 出 調 書

| | | | |
|--------------|---|--|---|
| 支出番号 | 第 15 号 | 会派代表者 | 経理責任者 |
| 5年 1月 31日 起票 | |  |  |
| 支出科目 | 研究研修費 | | |
| 支出額 | ¥66,770 — | | |
| 支出内容 | コンサルティング料R4年4月～R4年9月分(66,000円) 及び振込手数料(770円) | | |
| 支出先 | 株式会社トウセイ 大分市高松1-7-8-203 | | |
| 領収書等貼付欄 | | | |
| 別紙添付 | | | |

領収書が複数の場合は裏面、又は別紙に貼付すること。

コンサルティング業務委託契約書

大分市議会議員 岩川義枝（以下「甲」という。）と株式会社トウセイ（以下「乙」という。）とは次の通りコンサルティング業務委託契約を締結する。

第1条（業務委託の内容）

甲は、以下のコンサルティング業務（以下「本件コンサルティング業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託し提供する。

- (1) 戦略策定、設計
- (2) 営業アドバイス
- (3) その他本件コンサルティング業務に付随する業務全般

2 甲は、前項に基づく乙による提案の採否は自らの責任で行うものとし、乙は提案内容に関し、一切の保証および責任を負わないことを、甲は確認する。

第2条（善管注意義務）

乙は、本件業務を甲の指示に従い、善良な管理者の注意をもって行い、甲の信用を傷つける行為その他不信用な行為を一切行わない。

第3条（契約期間）

- (1) 本契約有効期間は、令和4年4月1日より、令和4年9月30日までとする。但し、乙はこの期間中に各業務を実施し、必要なレポート及び資料等（以下「成果物」という。）を書く業務実施後速やかに甲に提出し、これをもって本契約が終了するものとする。
- (2) 契約期間は有効期間満了の1カ月前までに甲、乙の双方より特段の申し出が無い限り、自動的に1年間更新するものとする。

第4条（報酬）

甲は、乙に対し、本件コンサルティング業務の対価として、毎月金10,000円を報酬として支払う。

第5条（機密保持）

1 甲及び乙は、互いに本契約に基づき知り得た相手方が機密と指定する情報を機密として保持しなければならない。但し、次の各号に該当するものはこの限りではない。

- (1) 相手方から開示された、又は知り得た時点で既に公知であったもの、又はその後自らの責めによらず公知になったもの。

(2) 相手方から開示された、又は知り得た時点で既に自らこれを保有しており、かつ、それを保有していたことを立証できるもの。

(3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法かつ正当に入手・取得したもの。

(4) 法令の定めに基づき官公庁から開示を強制されたもの。

2 前項の規定は、本契約の終了後も有効に存続するものとする。

第6条 (成果物)

1 乙が本件コンサルティング業務遂行にあたり作成して甲に提供する報告書、その他の書面 (以下「成果物」という。) の著作権、その他の知的財産権は、すべて乙に属するものとする。

2 乙は、第5条の機密保持条項に反しない限度で、甲以外の第三者に対して成果物を提供する等して使用することができる。

3 乙は甲に対し、甲の事業活動に必要な範囲でのみ、成果物を使用することを承諾する。

第7条 (第三者の権利侵害)

1 乙は、委託業務の実施にあたり、その成果物の作成方法について、第三者が有する特許権等の産業財産権、著作権及びその他一切の権利にも抵触しないよう留意するとともに、万一、抵触の問題が発生し、又は発生するおそれのある場合には、直ちにその旨を甲に通知し、自己の責任と費用負担で該当問題を解決するものとし、それにより生じた甲の損害を賠償するものとする。但し、当該問題が甲の責に帰すべき事由に起因する場合は、この限りではない。

2 乙は、成果物及び本契約に基づいて甲に開示する情報について、これらが第三者が保有し、かつ乙に対し開示・使用を禁じている機密情報に該当しないものであることを保証する。

第8条 (契約解除)

甲又は乙において下記各号の一つにでも該当したときは、相手方は何らの催促なくして直ちに本契約を解除することができる。

なお、この解除は損害賠償の請求を妨げない。

(1) 本契約に違反したとき。

(2) 手形、小切手を不渡にする等支払い停止の状態に陥ったとき。

(3) 仮差押え、差押え、仮処分、競売等の申立てを受けたとき。

(4) 破産、民事再生、会社更生、特別清算等の手続き申立てを受けたとき、又は自ら申立てをしたとき。

(5) その他各号に類する不信用な事実があるとき。

第9条 (暴排条項)

甲及び乙は、相手方に対し、本契約締結以前及び本契約期間中において、自己及び自己が実質的に経営を支配している会社が次の各号に該当し、かつ各号を順守することを表明し、保証し、誓約する。

(1) 反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団及びその関係団体又はその構成員。総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロなど暴力、威力、脅迫的言辞や詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体もしくはその構成員又は個人。以下「反社会的勢力」という。)でないこと。

(2) 主要な出資者、役職員又は実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でないこと。

(3) 反社会的勢力を利用しないこと。

(4) 反社会的勢力に財産的利益又は便宜を供与しないこと。

(5) 役員等が反社会的勢力と親密な交際や密接な関係がないこと。

(6) 自ら又は第三者を利用して次の行為を行わないこと。

1 暴力的な要求行為

2 法的な責任を超えた不当な要求行為

3 取引に関して、詐欺的手法を用いるあるいは脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

4 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

5 その他本号1から4に準ずる行為

第10条 (紛争解決)

1 本契約に規定なき事項又は契約上の疑義については、両当事者間で誠意を持って協議決定ないしは解決するものとする。

2 方が一協議の整わざる場合は、大分地方裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、各自記名捺印の上それぞれその1通を保有する。

令和~~4~~年4月/日

(甲)

〒870-0030
住所 大分市三芳346-1-201

氏名 岩川 義枝



(乙)

〒870-0917 大分市高松1丁目7番8号
住所 サンメゾン高城203

株式会社 トウセイ
氏名 代表取締役 木津 裕 充



令和4年度研修内容

4月26日

- 事務事業評価について
- 重点事業について
- 児童福祉法改正について

5月30日

- 無認可保育園について
- 下水道の蓋掛けについて
- 認定こども園について

6月30日

- 若年層コロナワクチン接種について
- 厚生常任委員会について

7月27日

- 政治と宗教について

8月31日

- 視察について
- 県民体育大会について
- ワクチン接種について
- 令和3年度決算について

9月30日

- 個人視察について
- 不妊治療について

市議会たより 2023年1月号

2021～2022年ダイジェスト

いわかわ よしえ

お一人おひとりに心配りが出来る
優しい大分市をめざして

無所属

福祉・教育の充実に頑張ります！



よしえがお待ちこうか

みなさまの声を聴かせて下さい

大分市議会議員 岩川義枝

携帯 090-2508-1857

大分市役所 大分市荷揚町2番31号 TEL 097-534-6111

<https://www.city.ohita.lg.jp/>

市議会情報配信中！



ごあいさつ

令和5年がスタートしました。

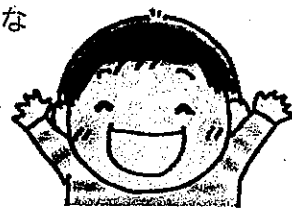
みなさまにとりまして、笑顔溢れる幸せな1年でありますように。さて、今年3月で市議会議員にならせていただき丸2年です。

一般質問も、昨年12月で8回目の登壇をさせてもらい、多くのご意見や市民のみなさんのご要望を頂く中、解決に向けて、めまぐるしい毎日を送らせてもらっています。

昨年の12月定例会一般質問では、多大な健康被害をもたらす『アスベストの事前調査に関して』や『公共トイレについて』を質問致しました。今までに2回質問させて頂きました『成年後見制度』についても、大分市が中核機関となることにより、これから活動の幅が広がります。

認知症の方や障がい者の親亡き後についての不安が、少しでもなくなるように、動向を見守りながら、調査・研究をしていきたいと思っております。

これからも子ども食堂周知や不登校問題、発達障がいがある児童生徒に対する取組、物価高騰対策、小売業支援など、引き続き気を引き締め頑張っていこうと思っております。



● 4月2日は世界自閉症啓発デー 4月2日～8日 発達障害啓発週間

「青で伝えたい想いがある」

私たちはこの活動を応援しています

今年も4月2日から8日まで、自閉症をはじめとする発達障がいの啓発の為、大分いこいの道広場にある「100年の樹」が青く輝きます。



自閉症は、脳の働きに障がいを有するため、周囲の状況を正しく理解する事ができにくく、場面や状況に合う言動や会話などといったコミュニケーションに障がいが生じます。また、人との共感的な関係や社会性を身につけていくことが困難で、物へのこだわり、感覚過敏を持ちやすいため、環境の変化や予定の変更などに強い不安や抵抗を抱えてしまい、社会生活をおくる上で様々な障がいを伴ってしまいます。そのような自閉症をはじめとする発達障がいを有する人や周囲の人が安心して暮らせるには、当事者や家族、支援者と共に、多くの市民の皆様と自閉症をはじめとする発達障がいの理解を深める事が大変重要です。



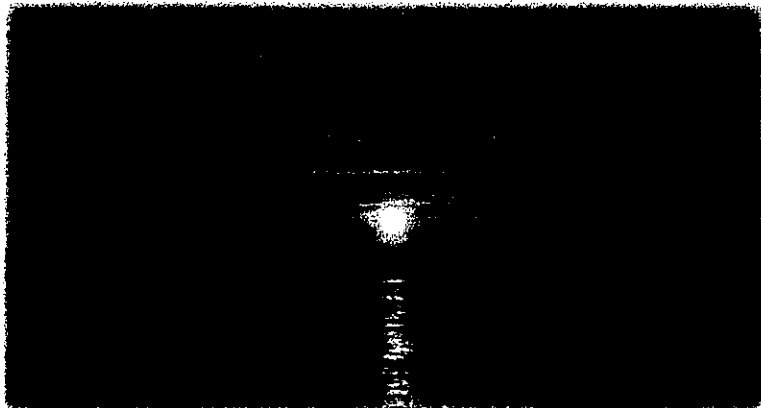
発達障がいの子をもつ
マンマたちの楽しいしゃべりパです

『佐賀関へ行こう！！』

令和4年11月に「関埼灯台」が登録有形文化財に指定されたのに続き、「黒ヶ浜」及び「ビシャゴ岩」が国の登録記念物へ登録されました。

令和4年第2回6月定例会では佐賀関地域の活性化について質問させていただきました。

佐賀関にお住まいの方々の話を聴き、海の匂いを肌で感じて佐賀関がますます好きになりました。



令和4年第3回9月定例会



『大分市ポイ捨て等の防止に関する条例について』

条例が施行され10年・成果についても質問致しました。答弁は、ポイ捨て防止指導員6人を配置し、たばこのポイ捨てやごみ及び飼犬のふんの錯乱防止及び喫煙の制限に係る巡回パトロールを実施。

違反件数は、平成19年度は2,160件 平成20年度は1,502件、令和3年度は418件と減少しています。

『成年後見制度の利用促進について』

令和3年6月定例会に続いての2回目の成年後見制度の質問です。

全国的に制度が普及していないのは使いづらいからなのか？国の動向についても質問いたしました。

大分市では由布市との広域連携を行い、国は利用促進に向け自治体に中核機関の設置を求めているとの答弁を踏まえ、今後は、大分市自体がやれることも多くなると考えられます。引き続き調査研究を進めていきます。

大分市成年後見センターでは認知症や知的障がい、精神障がいなどにより物事を判断する能力が十分でない人が自身の権利や財産を守り自分らしく安心して暮らせるように、『成年後見制度』の利用をお手伝いします。当事者のご家族にとっても心強い制度です。

大分市も中核機関となり活動の幅が広がりました。私自身もしっかり学び成年後見制度の取り組みは、大分市が日本一だと言われるように頑張りたいと思います。

お問い合わせ 成年後見センター 097-547-7774



令和4年第4回12月定例会



『公共トイレの整備について』

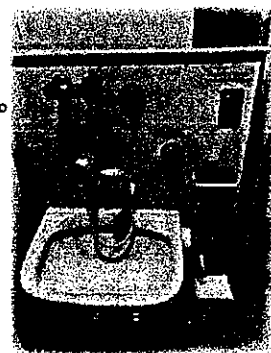
地区公民館のトイレを高齢者が安心して使用するための洋式化の改修と市庁舎におけるオストメイト対応トイレや多目的トイレの設置状況について質問しました。

トイレの整備は利用者のニーズを踏まえ順次の対応を行う答弁と本庁舎と第2庁舎の多目的トイレ3箇所のうち1箇所のみオストメイト対応トイレを設置のため、早期にオストメイト対応トイレを増設することや、一般トイレを利用できる方に関しては、多目的トイレの長時間に利用を控えていただくなどのマナー向上のお願いや多目的トイレ場所案内のホームページの充実などを行う多目的トイレも少ないと思われるので、今後も、増設に向け働きかけて行きたいと思っております。

『アスベスト対策』

アスベストが原因と見られる健康被害が大きな社会問題となっています。

市民のみなさんがきれいで安全な空気を吸っていただくために、大分市が実施する石綿飛散防止対策の強化事項について質問しました。事前調査等の周知徹底をお願いすると共に石綿関連の団体や企業と、市役所担当課のみなさんとの意見交換の場も定期的に実施し、事業者が何に困っているのか、何を望んでいるのか、今後も、受けとめて頂き、現状の把握に努めて頂きたいと思っております。



一般質問ダイジェスト



2021年12月から2022年12月までの間、市民のみなさんからお聞きした質問や要望をもとに10の質問をさせていただきました。私なりに調査・研究をし、それまでも市役所執行部とたくさんの議論を重ね、当日は、全力で市民のみなさんの声を代弁させていただきました。詳しくは、大分市議会 HP または QR コードをご覧ください。

令和3年第4回12月定例会



『選挙の投票について』

1票の大切な権利！特に障がいがある方がしっかり投票に行くことが出来る取り組みに着目致しました。答弁では身体障害者手帳や戦傷病者手帳を持つ方で一定の障がいのある方、または介護保険の被保険者証の要介護区分が「要介護5」の方は、投票用紙を本市選挙管理委員会へ請求し、投票用紙に記入し郵便等による不在者投票ができますなど、確認致しました。

『大分市の水道水について』

●日の生活に欠かすことができない水道水がどのように市民に届けられているのか…
答弁により、最大で約200項目の検査があり、クリアした水が配水池に送られ、ご家庭のじゃ口から水がでることが分かり、また水道水が日々厳しい検査を受けているということが理解でき、大分市の水道の水は安心して飲むことができるのだと確信しました。安心して水道水をご使用ください。

令和4年第1回3月定例会



『高齢者世帯に対するゴミ出し支援事業について』

高齢者や障がいを持つ方々には、ゴミ収集日の朝8時半までに所定の場所（ごみステーション）にごみを出すことにお困りがあり、ごみを排出することが困難な高齢者等を対象に支援するため、ご自宅の玄関先等に出されたごみを直接収集にお伺いする新しいサービスについて質問致しました。

お問い合わせは、環境部清掃業務課 097-568-5763

『児童虐待の対応について』

大分市事案を担当する『城崎分室』が設置となり、大分県中央児童相談所と子ども家庭支援センターとの連携がさらに強化されました。期待されるころではありますが、まったなしの虐待問題等、多岐にわたる相談、かけがえのない命を救うためのたくさんの取り組みがなされていることが答弁により確認ができました。

虐待を見つけたら！！ 児童相談所虐待対応ダイヤル「189」

令和4年第2回6月定例会



『本市の小学校中学校の特別支援教育について』

令和3年度の大分市の教育によれば特別支援学校に在籍する児童生徒の数は1,848人。ここ5年でみると5倍に増えています。市の取組等を質問いたしました。答弁は、教育委員会では令和4年度から経験豊かな特別支援教育アドバイザーを配置（3人）などの充実を図り、個々の障がいに寄り添う支援を支援学級担任と行うとともに『つながりファイル』を周知・活用することで、一貫した支援が継続的に行われるように努めてまいります。

『佐賀関地域の活性化について』

佐賀関の人口は、令和4年3月末で7,773人そのうち65歳以上は4,450人高齢化率は57.2%に達しており85歳以上は1,071人いらっしゃいます。さまざまな問題を抱える佐賀関地域ではありますが、今回は『空き家対策』『漁業の振興』『高齢者への支援』と質問をしました。高齢者支援の答弁では、特に大分あんしんみまもりネットワーク事業など、今後も高齢者やその家族を市民全体で見守り支え合う体制づくりを進めてまいります。

ダブルケア大分県「しましまかふえ」～育児と介護～

ダブルケアという言葉をご存知ですか？

ダブルケアとは子育てと介護を同時に行うこと。子育てだけでも大変・介護だけでも大変・・・ですよね。

代表の佐藤智子さんに『しましまかふえ』の目的を伺うと、『当事者になっても、地域や社会の中で孤立しないような繋がりづくりの啓発をします。』

少しでも多くの方々にダブルケアの実態を知ってもらい、遠い様で近い未来の話として若年層の方々に介護を考えるきっかけを作ってほしい』とお聞きしました。日々頑張っている当事者の方たちが情報交換をしたり、気持ちを整理したり、気持ちを話したり＝放つ場所。『そうだよね』『わかるよ』共感してもらえる場所は本当に大切だと感じました。



しましまかふえ公式LINE

岡山県視察 (令和4年11月)

総社市 片岡 聡一市長にお会いしてきました！

総社市の人口は約7万人で 障がい者1,000人の雇用を目指すという一大プロジェクトを実施。

「土デニムマスクの大量生産に実現された総社市・・・ 総社市長である片岡 聡一市長に会いたい！」と長年願っておりました。念願がやっと叶い『障がい者1,000人雇用』や『一般就労移行の取り組み』等しっかり伺ってまいりました。何でも話せる気さくで情熱溢れる市長さんでした。



続いて、大分市と同じ中核市である倉敷市では、今回は、放課後児童クラブ（大分市では育成クラブと呼んでいます）における作業療法士の派遣について伺ってきました。倉敷市では、特に発達に遅れのあるお子さんに対しての支援に力を入れられています。学びたいところや伺いたいところ満載ではありますが、今年2月に視察予定です。



清掃活動 (落ち葉拾い)

青島神社は、大道旧道入口から配水場へ急坂を登る途中に鎮座しこの神社は橋本五郎左衛門(1636-1727)という人を祀っています。大道6丁目青島神社 2回、朝の7時から行われる落ち葉拾いに地域の方々と参加させてもらっています。



大分いこいの道広場 (清掃活動)

大分駅南口駅前広場の目の前に位置する幅100メートル・長さ444メートルのシンボルロード『大分いこいの道』は、緑あふれる芝生広場を有する新たな市民の活動拠点である賑わいや憩いの場としても親しまれています。ボランティア団体『大分いこい道協議会』のみなさんと一緒に草取りや清掃活動に参加しています。



ロータリークラブ活動

長年ロータリークラブの奉仕活動に携わってきました。昨年は、車いすバスケットチームのみなさんと高校生との交流試合を行い、車椅子に乗ることで健常者と障がい者の垣根が外れ、笑顔いっぱいスポーツの秋を楽しみました。



女性1期生議員ネットワーク

女性だけの議員会で、会派にとらわれず活動し、特に子どもたちの教育問題や介護の問題など、真剣に話し合い、各自自治体のサービスの違いについても議論しています。

先日は「なぜ、女性議員は増えないのか？」をテーマにセミナーを開催しました。



子ども食堂紹介

【大道子ども食堂 銀の鈴】

大道町5丁目自治公民館にて、毎月第4土曜日、12:00～15:00開催『温かいごはんをみんなで一緒に食べましょう。ひとりでも来てもだいじょうぶだよ』がキャッチフレーズです。栄養面をしっかり地域ボランティアの方々毎回考えてくださっています。





子ども食堂紹介 『ひまわり食堂』

長浜校区公民館にて、毎月第4土曜日、12:00～15:00開催不定期イベントも行っているひまわり食堂さん。私も食事作りやイベントに参加しています。クリスマスパーティも賑やかに行われました。ボランティアさん募集中です。





支 出 調 書

| | | | |
|--------------|-----------------------|--|---|
| 支出番号 | 第 17 号 | 会派代表者 | 経理責任者 |
| 5年 1月 31日 起票 | |  |  |
| 支出科目 | 広報費 | | |
| 支出額 | ¥258,170 — | | |
| 支出内容 | 市議会たより印刷代 (257,400円) | | |
| | 及び振込手数料 (770円) | | |
| 支出先 | スタディPCネット大分高城校 | | |
| | 大分市仲西町1-1-24 第1森和ビル1F | | |
| 領収書等貼付欄 | | | |
| 別紙添付 | | | |

領収書が複数の場合は裏面、又は別紙に貼付すること。

関連資料は支出番号第 16 号に
添付済み

支 出 調 書

| | | | |
|--------------|-----------------|--|---|
| 支出番号 | 第 18 号 | 会派代表者 | 経理責任者 |
| 5年 1月 31日 起票 | |  |  |
| 支出科目 | 広報費 | | |
| 支出額 | ¥10,068 — | | |
| 支出内容 | 市議会たより折り費 | | |
| 支出先 | 社会福祉法人 大分すみれ会 | | |
| | 大分市大字下宗方760番地の1 | | |
| 領収書等貼付欄 | | | |

領 収 証

岩川 義枝

様

No. _____

★ ￥10,068-

但 内職作業工賃として

計 5年 1月 30日 上記正に領収いたしました

| | | |
|----|----|----------|
| 内訳 | 税率 | 金額(税抜税込) |
| | % | 消費税額等 |
| 内訳 | 税率 | 金額(税抜税込) |
| | % | 消費税額等 |

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

社会福祉法人 大分すみれ会
理事長 福島 益夫



領収書が複数の場合は裏面、又は別紙に貼付すること。

関連資料は支出番号第 16 号に
添付済み

2023年1月30日

請 求 書

岩川 義枝 様

社会福祉法人 大分すみれ会

ワーク大分すみれ

施設長 福島 益

大分市大字下宗方760番地

TEL 097-586-1501





この度はご用命ありがとうございます。
下記の通り御請求申し上げます。

| | | |
|-------|--------|---|
| 御請求金額 | 10,068 | 円 |
|-------|--------|---|

| 概要 | 数量 | 単価 | 合計 |
|--------|--------|----|--------|
| チラシ折作業 | 10,068 | 1 | 10,068 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 合計 | | | 10,068 |

振込先：豊和銀行 宗方支店（普）1125662
 社会福祉法人大分すみれ会 理事長 福島益夫

支 出 調 書

| | | | |
|--------------|------------------------------------|--|---|
| 支出番号 | 第 19 号 | 会派代表者 | 経理責任者 |
| 5年 1月 31日 起票 | |  |  |
| 支出科目 | 広報費 | | |
| 支出額 | ¥13,750 — | | |
| 支出内容 | 市議会たより折り費 | | |
| 支出先 | 就労継続支援B型事業所 ふれあい 大分市日岡3丁目5番1.6号 | | |
| 領収書等貼付欄 | | | |

領 収 証 岩川 義枝 様 No. _____

金額

| | | | | | | | | | |
|--|--|---|---|---|---|---|---|---|--|
| | | | | | | | | | |
| | | ¥ | / | 3 | 7 | 5 | 0 | - | |

内 訳
 現金 _____
 小切手 / _____
 手形 / _____
 消費税額等(%) _____
 消費税額等(%) _____

但 市議会たより折り
 R5年1月30日 上記正に領収いたしました
 〒870-0914 大分市日岡3丁目5番1.6号
 就労継続支援B型事業所ふれあい
 理事長 早野真号

収入印紙

登録番号

GR1621

領収書が複数の場合は裏面、又は別紙に貼付すること。

関連資料は支出番号第 16 号に
添付済み

請 求 書

岩川 義枝

御中

令和5年1月26日

ご注文を頂きました商品代金を、
下記の通り請求させていただきます。

ふれあい(就労継続支援B型事業所)

大分市日岡3丁目5-16

TEL 097-535-8282

FAX 097-535-8750







請求金額 13,750円

| 品 名 | 単 価 | 数 量 | 合 価 |
|------------------|-----|--------|--------|
| チラシ折り | 1 | 13,750 | 13,750 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 振込先 大分銀行 日岡支店 | | | |
| 普通預金 5722096 | | | |
| 地域活動支援センター「ふれあい」 | | | |
| 施設長 早野 真弓 | | | |
| 合 計 | | | 13,750 |

*単位：円

※ 宜しくお願い致します。

支 出 調 書

| | | | |
|--------------|--|--|---|
| 支出番号 | 第 20 号 | 会派代表者 | 経理責任者 |
| 5年 1月 31日 起票 | |  |  |
| 支出科目 | 人件費 | | |
| 支出額 | ¥40,340 — | | |
| 支出内容 | 補助職員  12月分賃金として | | |
| 支出先 | 補助職員  | | |

領収書等貼付欄

領 収 証 No. _____

岩川 義 政 様 令和5年1月16日

★ 740340

12月分補助職員賃金として

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額 

消費税額等(%) 

コフエ 37-1036

領収書が複数の場合は裏面、又は別紙に貼付すること。

関連資料は支出番号第 1 号に
添付済み

2022年 12月 勤務時間計算表

氏名



| | | |
|-----|----|--------|
| 時給 | 平日 | ¥1,000 |
| | 休日 | |
| 交通費 | 片道 | ¥170 |

| 日 | 曜日 | 始業時刻 | 終業時刻 | 休憩時間 | 実働時間 | 時給 | 日給 | 交通費 | 小計 | 備考 |
|----|----|-------|-------|------|------|-------|-------|-----|-------|----|
| 1 | 木 | 10:00 | 16:00 | 1:00 | 5:00 | 1,000 | 5,000 | 0 | 5,000 | |
| 2 | 金 | | | | | | | | | |
| 3 | 土 | | | | | | | | | |
| 4 | 日 | | | | | | | | | |
| 5 | 月 | | | | | | | | | |
| 6 | 火 | 10:00 | 16:00 | 1:00 | 5:00 | 1,000 | 5,000 | 0 | 5,000 | |
| 7 | 水 | | | | | | | | | |
| 8 | 木 | 10:00 | 16:00 | 1:00 | 5:00 | 1,000 | 5,000 | 0 | 5,000 | |
| 9 | 金 | | | | | | | | | |
| 10 | 土 | | | | | | | | | |
| 11 | 日 | | | | | | | | | |
| 12 | 月 | | | | | | | | | |
| 13 | 火 | 10:00 | 16:00 | 1:00 | 5:00 | 1,000 | 5,000 | 0 | 5,000 | |
| 14 | 水 | | | | | | | | | |
| 15 | 木 | 10:00 | 16:00 | 1:00 | 5:00 | 1,000 | 5,000 | 340 | 5,340 | |
| 16 | 金 | | | | | | | | | |
| 17 | 土 | | | | | | | | | |
| 18 | 日 | | | | | | | | | |
| 19 | 月 | | | | | | | | | |
| 20 | 火 | 10:00 | 16:00 | 1:00 | 5:00 | 1,000 | 5,000 | 0 | 5,000 | |
| 21 | 水 | | | | | | | | | |
| 22 | 木 | 10:00 | 16:00 | 1:00 | 5:00 | 1,000 | 5,000 | 0 | 5,000 | |
| 23 | 金 | | | | | | | | | |
| 24 | 土 | | | | | | | | | |
| 25 | 日 | | | | | | | | | |
| 26 | 月 | | | | | | | | | |
| 27 | 火 | 10:00 | 16:00 | 1:00 | 5:00 | 1,000 | 5,000 | 0 | 5,000 | |
| 28 | 水 | | | | | | | | | |
| 29 | 木 | | | | | | | | | |
| 30 | 金 | | | | | | | | | |
| 31 | 土 | | | | | | | | | |

12月分給与明細

| | |
|-------|---------|
| 実働時間 | 40時間 |
| 給与 | 40,000 |
| 交通費 | 340 |
| 支払額合計 | ¥40,340 |

| | |
|------|--------|
| 代表者印 | 経理責任者印 |
| | |